

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

| | | | |
|-----------|--|--------|-----------|
| 附属機関等の名称 | 平成26年度 第1回みよし市特別職報酬等審議会 | | |
| 開催日時 | 平成26年11月14日(金) 午前10時から午前11時20分まで | | |
| 開催場所 | みよし市役所5階 特別会議室 | | |
| 出席者 | 委員 皆川 正 | 事務局 | 鈴木総務部長 |
| | 委員 三井 敬子 | | 片桐総務部参事 |
| | 委員 谷端 浩明 | | 伊藤総務部次長 |
| | 委員 加藤 真司 | | 酒井職員課長 |
| | 委員 近藤 隆治 | | 清水職員課副主幹 |
| | 委員 岩田 信男 | | 近藤職員課主任主査 |
| | 委員 村上 雅則 | | |
| | 委員 清田 由雅 | | |
| | 委員 鈴木みさを | | |
| | 委員 近藤 洋子 | | |
| 次回開催予定日 | 平成26年12月26日(金) 午前10時から | | |
| 問合せ先 | みよし市役所 総務部職員課 清水・近藤 (直通電話：0561-32-8351) | | |
| 下欄に掲載するもの | ・議事録全文 ・議事録要約 | 要約した理由 | |
| 審議経過 | 市議会議員の職務の実態及び県内同規模市と比較した場合の市議会議員の報酬額について | | |

| 討議内容 | |
|--------|---|
| 開会 | |
| 典礼 | おはようございます。 時間となりましたのでただ今から平成26年度第1回特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。 本日はお忙しい中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。 |
| 委嘱状交付 | |
| 典礼 | それでは、早速ですがみよし市特別職報酬等審議会の委嘱状を市長より交付をいたします。 (市長から委嘱状を委員ごとに渡す) |
| 市長あいさつ | |
| 市長 | 皆さま、あらためましておはようございます。 日頃は、本市の行政活動に対しまして、格別なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申しあげます。またこの度、本審議会の委員をお願いしたところ委員をお引き受けいただき、また本日は公私ともご多用の中、お忙しいところをご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、本市の財政状況を見ますと平成25年度の一般会計決算では、歳入の中心となる市税は景気の回復基調、就労人口の増加などもあり前年度と比較して2.7%の増収でありました。今年度以降も自動車関連企業の好調な企業業績により、法人市民税の増収が見込まれるものと予測しておりますが、今後の景気判断において、消費税の増税や海外経済の情勢などの不確定な要素により、景気の下振れリスク等があり、財政運営を取巻く環境は厳しい状況にあります。 このような状況下ではありますが、本市ではより一層、効果的かつ効率的な行政運営を推進し、市民の皆さまと力をあわせて、目指すべき都市像「みんなで築きあげる 成熟したまち みよし」の実現にまい進していきたいと考えております。 最後になりましたが、みよし市特別職報酬等の内容につきまして、厳正なる審議をお願いするものでありますので、皆さまがたの忌憚のないご意見をいただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。 |
| 典礼 | 審議会の進行につきまして、会長にお願いすることになりますが、会長が選出されるまで、私が務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。会議に先立ちまして本審議会の成立要件について報告させていただきます。本日の出席者が全委員であり、審議会条例第5条第2項の規定により出席者過半数であるため、本審議会は成立しております。なお、本日の会議傍聴者はみえませんが、この審議会は公開会議とさせていただいておりますので、ご承知置きください。また、会議録につきましても委員のお名前を伏せて公開とさせていただきますのでお願ひいたします。 |
| 会長選出 | |
| 典礼 | 審議会条例第4条の規定により、委員の皆さまの中から互選により会長を選出させていただきたいと思ひます。会長の仕事としましては、意見の取りまとめ、次回の審議会の招集及び事務局との調整等でございます。資料にあります平成26年度みよし市特別職報酬等審議会委員名簿をご参考にしていただきまして、どなたかご推薦をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。 |
| 委員 | 私から発言をさせていただきたいと思ひます。国の最低賃金審議会の委員を務めてみえた、東海学園大学の皆川教授が適任ではないかと思ひますがいかがでしょうか。 |
| 典礼 | ただ今、委員の方から皆川委員を推薦する意見がありましたがいかがでございましょうか。 (複数の意義なしの委員からの発言) |
| 典礼 | 異議なしとの声を頂きましたので、皆川委員に会長をお願いできますでしょうか。 |
| 皆川委員 | わかりました。 |
| 典礼 | ご了解いただけましたので、皆川委員に会長を就任いただきましたので、ご挨拶を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。 |

| 討議内容 | |
|------|---|
| 会長 | 本審議会での、皆さまよりの意見を踏まえ、議事が円滑に進みますよう、尽力したいと思っておりますので皆さまのご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。 |
| 諮問 | |
| 典札 | それでは、本審議会に対し市長より諮問を申し上げます。 |
| 市長 | みよし市特別職報酬等審議会会長様 みよし市特別職報酬等の額について（諮問） みよし市特別職審議会条例第2条の規定に基づき下記事項について貴審議会の意見を求めます。一つ、本市の特別職議会の議員並びに市長及び副市長の報酬等の額について。二、改定の必要性を認めた場合には、その額及び実施時期について 以上よろしくお願いいたします。 （市長より諮問書を会長に渡す） （市長退席） |
| 議事 | |
| 会長 | それでは、司会進行を務めさせていただきます。 まず、はじめに条例第4条第3項の規定によりまして、職務代理者であります、会長が指定する委員となっておりますので、（委員名）を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局よりこの審議会のスケジュール及び今回提出していただいております資料についての説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 審議会のスケジュールとしまして、事務局としては平成27年1月下旬までに答申をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 （資料についての説明） |
| 会長 | ただ今、事務局から説明があったわけですが、委員の皆さまから意見等がありますでしょうか。 |
| 委員 | 7ページになりますが、議員の方の兼業の禁止とありますが、議員の方でも自営業であったり様々な職の方がみえるわけですが、一般のサラリーマンの人では兼職が制限されるのはわかりますが、議員を主とされている方ばかりなのでしょうか。 |
| 事務局 | 提示している資料にはありませんが、個人の会社の役員であったりという方もみえたりしますので、議員の方の申告内容を見たわけでないので一概にわかりませんが、議員の中でも議員を専らとして活動してみえる方もみえます。 |
| 委員 | 完全に議員を主として働いていたり、様々のようですが、そういったことも含めて議員報酬を考えていくことになると思うのですが。議員が専業ならば、それで生活をして年間五百何万円の報酬ならばどうなんだろうという考え方があると思うのですが、定年退職された方がその後議員として活動される方もみえますが、そのあたりの実態がどのようになっているのであろうということですが。 |
| 事務局 | 議員の場合は、報酬ということで、職員の場合は給与となっております。給与は生活給という性格でありまして、議員の報酬は役務に対する金銭であることから、議員の報酬は生活給ということを前提にしていないということがあります。よって、職員の副業は禁止されていますが、議員については、法律で規定されている以外の内容について兼業は認められるという前提であります。あくまで、議員の報酬は生活給ではなく、役務に対する報酬ということになります。 |
| 会長 | あくまで、議員の報酬は、議会議員としての役務労働に対するもので、給与ではないということですね。そういったことから、生活給は別にあって、議員活動の報酬としてそれを受けてみえる方はみえてもよいわけですね。 |
| 事務局 | 実態としては、結果的に報酬の額で生活してみえる方もみえるでしょうし、他の収入で暮らしてみえる方もいると思います。 兼業の禁止については、市に対して請負、又は請負をする法人などの役員について禁止しているという内容のもので、議員の報酬と生活給とは、あまり深く考慮をしなくてもよいものではないかと思えます。 |

| 討議内容 | |
|------|--|
| 会長 | 今の内容のことはよろしいですかね。 この他、意見はございますか。 |
| 委員 | 資料の中でいろいろなデータを詳しく出していただいていますので、わかりやすいのですが、私を知りたいのは、比較も大事ですが、議員の方々がどういう仕事を市や市民に対してしてくれているかが大事なことだと思います。どこの議会もそうなのかも知れませんが、事務方から出された議案を検討していくというのがほとんどで、最近では国会でも議員立法による法律もできていて、事務方とは違う視点で考え法律になっている。みよし市で言えば、議員立法による政策条例などということになるとと思いますが、そうしたものを全国的にみると0.17パーセントらしいですね。みよし市の場合はどの程度なのかわかりますか。 |
| 事務局 | 議員立法で提出された議案としては、最近では「みよし市議会基本条例」がありました。年間でおおよそ70前後の議案が提出されますのでその割合で見ると1%を超えているということになると思います。 |
| 委員 | 市民からの要望の議案などはありますか。 |
| 事務局 | 議会議員を経由しての請願などはたまにありますが、市民の直接請求による条例は記憶がないです。多くは市長から提出した議案がほとんどで、稀に市長提出議案について、議会での議論の中で一部修正をした議案などがありますが、市民の意見をまとめてといった議案はないと認識しています。 |
| 委員 | 先ほど、報酬という話が出ましたが、役務の対価、働いたことに対する報酬だということでしたが、それぞれの役職の議員の方の勤務時間についてわかれば教えていただけますか。 |
| 事務局 | 11ページに議会の活動状況について、日数で表示をさせていただいています。あくまで議員は役務の対価、労働の対価ということでの報酬という性格のものなので、必ずしも時間での扱いをしていない、しかも議員については常勤でなく非常勤ということになっております。 |
| 委員 | ということは、議員によっては24時間365日働いてみえる方もみえますし、その度に働かれる方もみえるわけですね。 |
| 事務局 | 会議や委員会での活動の中での日数はこの資料のとおりなのですが、実際には皆さん個々で地域での活動をしたりしてみえます。この表以外でも、市役所へみえて活動してみえます。 |
| 事務局 | ちなみに、議長や副議長は、ほぼ毎日、市役所に来て公務の活動をしています。議員の方々も地元で活動してみえたり、そのあたりは議員それぞれの活動になります。何日、勤務したからいくら報酬だと一律には言えないということになりますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。 |
| 委員 | 資料の18ページで言えば、議員の年額の推算のところ、みよし市は5百万円台、豊田市は1千万円台ということですが、まちの規模の順番ということを言われていましたが、実際、まちの規模、人口の差があっても議員数は20人で6百万円であれば、議員さんのお金のランクではどの位置なのかと思うのですが。 |
| 事務局 | 13ページで議員定数と住民基本台帳の人口の比較があり、議員数が20人の市がみよし市以外に知立市、豊明市、日進市、長久手等の市があります。その比較では、知立市、豊明市、日進市についてはみよし市より人口が多いということになっています。比較的、規模が小さい団体のほうが単純に割りますと議員定数の比率では人口が少ないということで、例えば豊田市がみよし市より7倍の人口だからと言って、7倍の議員数ではないというわけで、逆に人口の少ない団体がその比率で議員数も少ないかということと必ずしもそうとはならない状況にありますので、人口の少ない団体でも、行うべき業務はどの団体も同様にありますのでやや多めの議員数になるということをご理解いただきたいと思います。 |

| 討議内容 | |
|------|--|
| 委員 | 議員の費用、かかるお金としてはどのようになっているのかと思うのですが。 |
| 事務局 | 議員定数一人あたりの歳入総額では11億9千万円ということで、決して他と比較して多いようではないですが、みよし市についてはトヨタ関連企業の決算で相当数字が動くものと考えられます。ここでは25年度の決算ですが、今年度のトヨタ自動車をはじめとする業績により歳入総額が増えれば、この値が大きくなるのが想定されますので、年によって差がでると思います。 |
| 委員 | 議員に対して支払っている報酬は、総額的には低いわけではないと思ったわけですが。 |
| 事務局 | 13ページの議員定数に18ページの議員報酬の年額支給額の推算をかければ、その総額が出るわけですが、刈谷市、豊田市は市の規模が違いますので、これらを除いた概算でみてみますと、端数は除いて、みよし市の場合は1億1千万円、知立市が1億3千万円、豊明市が1億3千百万円、日進市が1億3千5百万円、長久手市が1億1千8百万円弱ということになります。これらの市は定数が20人でありますので、他市より報酬額が低いみよし市は当然に総額では低くなりますが、後は人口でみるとどうかということはあると思います。 |
| 委員 | 簡単に言えば、人口の比率からすれば議員数は他市と比較して多いが、総額としては、決して多いということではないと。 |
| 会長 | 報酬総額について、結果的に相対比率でみれば高いという訳ではないことになるということですね。 |
| 委員 | 行政調査費、政務活動費について、支給して終わりということではないと思うのですが、このチェックはどうなっているのでしょうか。特に政務活動費は経費の範囲があるわけですね。 |
| 事務局 | まず、行政調査費については、議会としての活動で実際の執行は事務局の職員が行っており、監査委員の監査の対象となっています。また、政務活動費については、議員の会派に対し、一人当たり年額12万円を支給しますが、申請時にその内容の事業計画を確認して支給し、また実績時には収支報告書とともに領収書等の写しを添えて収支報告をしていただいております。報告書提出の際には、対象となる経費の範囲内であるかの確認をしています。この政務活動費についても、当然に監査委員の監査を受けています。 |
| 委員 | 他の地方公共団体の例で政務活動費が注目されたこともありましたね。 |
| 事務局 | 政務活動費については、今回の諮問の対象になっていないですが、確かに議員の報酬との関連がないわけではないです。 |
| 委員 | 審議の内容の事ではないですが、資料について主要な箇所については、そこを抜粋し図表などを入れるとわかりやすく、内容が伝わりやすくなると思います。 |
| 事務局 | ありがとうございます。以後改善をしていきたいと思っております。 |
| 会長 | その他、委員の皆さまの意見はございますでしょうか。 本日での意見、議論はある程度なされたと思っておりますので、次回は本日の補足の説明を事務局からしていただく内容で次の議論をしていきたいと思っております。 |
| 典札 | ありがとうございました。 次の会議ですが、12月25日(木)か26日(金)の午前のうちで2時間程度と考えておりますが、委員の皆さまのご都合はいかがでしょうか。 (日程の調整) 次回は12月26日(金)の午前10時から第2回を開催したいと存じますので、年末のお忙しい時期かと思いますが、皆さまのご出席をよろしくお願いたします。 本日はありがとうございました。 |